

福田中学校PTA慶弔規程

本会会員、生徒並びに学校関係者に関する慶弔規程を、次のように定める。

(学校関係者とは、教育委員・校医・学校薬剤師・会員でない学校職員とする。)

1. 慶事に関するもの

学校職員の婚姻の場合、祝金5,000円を贈る。

2. 弔事に関するもの

① 生徒の両親もしくは保護者の場合

会長・該当学年委員長が会葬 香料5,000円

② 学校職員の場合

会長・該当学年委員長が会葬 香料5,000円

③ 学校職員の配偶者・父母（同居の義父母を含む）・子女の場合

会長・該当学年委員長が会葬 香料3,000円

④ 生徒の場合

会長・該当学年委員長が会葬 香料5,000円

⑤ 学校関係者の場合

会長が会葬 香料2,000円

⑥ 特別な場合は協議して決める。

3. その他

① 病気見舞

会員・学校職員・生徒において、本会として見舞うのが望ましいと判断される時は、協議して決める。

② 災害

地震・火災・出水等の災害の救援については、その状況により、役員が協議して対応策をたてる。

付記 平成 6年4月15日 改正

平成14年4月19日 改正

平成18年5月 1日 改正